

# 船上から夜空に咲く花火を…

See spectacular evening fireworks from a boat!

Why not experience stunning visuals that leave you with unforgettable memories?



2019年12月

22日(日)

・23日(月)

## 第5回 芦ノ湖トワイライト花火

この遊覧船から  
花火を  
ご覧いただきます

協力: 元箱根観光協会・箱根町・箱根DMO

※箱根海賊船ではございません。

### ①湯本富士屋ホテル集合バスプランコース番号C6344-852

湯本富士屋ホテル・ロビー(15:30集合)=元箱根(~トワイライト花火クルーズ/乗船30分・花火15分)~箱根関所跡=箱根湯本駅18:50着予定=湯本富士屋ホテル19:00着予定 お一人様 **2,800円**

●旅行代金に消費税を含む ●最少催行人員: 1名 ●1名様より受付



●TD往復車中のみ同行

当日参加大歓迎 直接、集合場所にお越しください  
また、満席の場合はご了承くださいませ

ご予約・お問合せ先

【営業時間】

**03-5998-2233** 昼~土 9:30~17:30  
祝日 9:30~13:00

旅行企画・実施 クラブ・リズム 株式会社 首都圏バス旅行センター

〒160-8308 東京都新宿区西新宿6-3-1 新宿アイランドウイング 観光庁長官登録旅行業第1693号

JATA正会員 旅行業公正取引協議会会員 総合旅行業務取扱管理者: 神木 良彦 2019年12月4日発行 管理番号 92838

旅行業公正取引協議会会員

JATA 正会員

※旅行代金には消費税等諸税が含まれています。※詳しい旅行内容、旅行条件を記載した書面(パンフレット)をお送りいたしますので、事前にご確認のうえ、お申し込みください。

※旅行サービスの内容・発着時間等は、2019年12月5日を基準日としています。

総合旅行業務取扱管理者は、お客様の旅行を取り扱う営業所での取扱いに関する責任者です。この旅行契約にし、担当者からの説明に不明な点があれば、ご遠慮なく総合旅行業務取扱管理者におたずねください。

国内募集企画旅行 ご旅行条件(要約)

お申し込みいただく前に必ずお読みください。

ご旅行条件につきましては、下記条件のほか、コースごとに記載されている条件、ご旅行案内(パンフレット)、確定書面(旅のしおり)および当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。

○旅行のお申込みおよび契約の成立時期

(1)当社は電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による旅行契約の予約の申し込みを承ります。

(2)旅行代金のご入金は旅行開始日の2日前(日帰り旅行は11日前)までに全額をご入金ください。

(3)旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金または旅行代金全額を受領したときに成立するものとします。「旅込み」の場合はお客様の旅込み手続きが完了した時点、「ゆうちょ銀行貯金口座自動引き落とし」の場合は、引き落としされた時点、「クレジットカード」の場合は、当社が契約の締結を承諾する旨の通知を発した時点で成立します。

○旅行代金に含まれるもの

旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金、宿泊料金、食事代、観光入場料金、添乗員同行コースの必要経費等。上記諸費用はお客様のご都合により、一部利用されなくても払い戻しはいたしません。

○お客様による旅行契約の解除・払い戻し

旅行契約成立後、お客様のご都合で契約を解除されるときは、次の金額の取消料を申し受けます。

国内旅行	取消日区分	取消料(おひとり)		
		国内旅行 (バス旅行を除く)	宿泊付き バス旅行	日帰り バス旅行
旅行開始日の前	20日目~15日目	20%	—	—
14日目~11日目	20%	20%	—	—
9日目~8日目	20%	20%	20%	20%
さかのぼって	7日目~2日目	30%	—	—
旅行開始日	前日	40%	—	—
旅行開始日の後	当日の集合時間まで	50%	—	—
	旅行開始後の取消または無連絡不参加	100%	—	—

※参加人員減、旅行開始日~コースの変更は取消とみなされ、取消料がかかります。

○旅行開始前の当社による旅行契約の解除及び払い戻し

お客様の人数が、最少催行人員に達しなかったときは、旅行開始日の14日前(日帰りは4日前)までに旅行の実施を取り止める旨をご連絡し、すでにお支払いいただいた

いる旅行代金全額を払い戻して、旅行契約を解除します。

○お客様の責任

お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて記載内容と異なるものと認識したときは、旅行先で速やかに当社または旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

○特別補償

当社の責任が生じるか否かを問わず、当社旅行業約款の特別補償規程で定めるところにより、お客様が旅行参加中に偶然かつ急激な外來の傷害事故により、その生死、身体または手荷物の上に被られた一定の損害について、あらかじめ定める額の死亡補償金、後遺障害補償金、入院見舞金、通院見舞金および携行品損害補償金を支払います。

○旅程保証

当社は別途定めた契約内容の重要な変更が生じた場合、旅行代金に「規定の率」を乗じた額の変更補償金を旅行終了日から30日以内に支払います。

○お客様の個人情報の取扱について

お客様から、ただく個人情報の取扱については、旅行および当社の各種サービスにのみ利用させていただきます。詳細はクラブ・リズムのホームページ([www.club-t.com](http://www.club-t.com))をご覧ください。

